公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道伊達市長和町271番３ 公衆用道路 986㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
北海道勇払郡厚真町字東和218番17 原野　272㎡	厚眞村	現況：原野 公共利用計画あり
北海道亀田郡七飯町字東大沼427番２ 原野　1,898㎡	阿部　藤吉 北海道亀田郡七飯村大字大沼村字軍川	
北海道亀田郡七飯町字東大沼428番２ 原野　254㎡		
北海道亀田郡七飯町字東大沼518番 原野　661㎡	斉藤五一郎 北海道函館市弁天町37番地	
北海道亀田郡七飯町字東大沼572番２ 公衆用道路 1,116㎡	大阪造船所 大阪府大阪市港区南福崎町	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県盛岡市西青山一丁目43番５ 畑　174㎡ （買収時：岩手県盛岡市下厨川字赤袰43番５）	赤石　宇吉 岩手県盛岡市上厨川字杉原101番地	
岩手県奥州市江刺広瀬字寺沢222番１ 原野　305㎡ （買収時：岩手県江刺市広瀬字寺沢222番１）	後藤　長力 岩手県江刺市広瀬字寺沢223番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
埼玉県さいたま市南区曲本二丁目256番１ 田　159㎡	氏名不詳 住所不詳	
埼玉県川口市大字西新井宿字竹下357番６ 畑　304㎡	氏名不詳 住所不詳	
神奈川県平塚市馬入字大道下2209番４ 畑　87㎡	天野　康道 神奈川県座間市栗原中央一丁目26番10号	
神奈川県平塚市馬入字大道下2263番１ 畑　181㎡	天野　康道 神奈川県座間市栗原中央一丁目26番10号	
長野県東筑摩郡山形村字殿村696番３ 宅地　19.86㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県磐田市池田字北浦197番 畑　171㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県一宮市浅井町大日比野字北流2048番３ 畑　26㎡	氏名不詳 住所不詳	
三重県志摩市浜島町浜島字御浜2214番17 原野　154㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和